

様式第2号（第5条関係）

高産産第45-14号

平成29年6月26日

大高木材株式会社

代表取締役 高木 荘輔 様

高槻市長 濱田 剛史



高槻市マスコットキャラクター使用承認通知書

平成29年6月20日付けで申請のありました高槻市マスコットキャラクター使用承認申請について、下記の条件を付して承認します。

使用目的	飛び出し注意喚起看板の設置
使用期間	平成29年7月1日～平成30年3月31日
使用形態	飛び出し注意喚起看板にデザインを使用

使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (3) キャラクターの一部のみ使用、変形、又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 使用承認を受けた者は、これを譲渡し又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (6) 高槻市のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (7) 高槻市が当該事業の品質を保证するようなイメージを与えないように配慮すること。

※使用期間終了後、速やかに高槻市マスコットキャラクター使用事業実施報告書（様式第4号）を提出してください。